

## 国民年金保険料の免除申請及び学生納付特例について

免除申請及び学生納付特例は、本年4月より2年1ヶ月前の保険料からさかのぼって申請することができます。未申告の場合は所得審査を行うことができず免除申請が却下されるケースがありますので、住民税の申告を必ず行って下さい。

### ◎免除及び猶予の審査対象となるもの（○の方全て）

| 種 別            | 被保険者（本人） | 配 偶 者 | 世 帯 主 |
|----------------|----------|-------|-------|
| 申請免除（一部免除も含む）  | ○        | ○     | ○     |
| 若年者納付猶予（30歳未満） | ○        | ○     |       |
| 学生納付特例         | ○        |       |       |

### ◎免除申請における所得の確認年度

| 免除期間の対象年月          | 所 得 確 認 年 度            |
|--------------------|------------------------|
| 平成24年4月分から平成24年6月分 | 平成23年度（平成22年1月から12月所得） |
| 平成24年7月分から平成25年6月分 | 平成24年度（平成23年1月から12月所得） |
| 平成25年7月分から平成26年6月分 | 平成25年度（平成24年1月から12月所得） |

### ◎学生納付特例における所得の確認年度

| 特例納付の対象年月          | 所 得 確 認 年 度            |
|--------------------|------------------------|
| 平成24年4月分から平成25年3月分 | 平成24年度（平成23年1月から12月所得） |
| 平成25年4月分から平成26年3月分 | 平成25年度（平成24年1月から12月所得） |
| 平成26年4月分から平成27年3月分 | 平成26年度（平成25年1月から12月所得） |

### ◎注意事項

- ①所得確認は対象となる年月の世帯等の状況により行われるため、当時の「配偶者」「世帯主」も審査の対象となります。
- ②収入がない場合でも本町の課税台帳により所得確認するため必ず申告を行ってください。  
特に学生の方は申告されていないことが多いためご注意ください。
- ③未申告の場合は、さかのぼって申告が必要となり、住民税等が課税されることがあります。
- ④学生納付特例については年度ごと（4月から翌年3月まで）の申請となり、原則として毎年申請が必要となります。ただし、学生証等により在学期間が確認できる場合は翌年以降はハガキによる確認となることがありますが、無収入であっても申告は必要となります。
- ⑤学生納付特例については学生証の写しまたは在学証明書が必要となります。また、さかのぼって申請する場合は在学していたことが分かる書類の提出が必要となります。
- ⑥一部免除（1 / 4免除・半額免除・3 / 4免除）について、残りの保険料を支払わない場合は未納となりますので、免除されていない保険料は必ず納付いただきますようお願いいたします。
- ⑦任意加入者（60歳以上65歳未満の方または20歳以上60歳未満の方で海外に住所がある方など）については、免除申請を行うことができません。
- ⑧平成23年1月2日以降に南富良野町に転入された方は所得証明書の提出が必要となります。  
平成23年度⇒平成23年1月1日に住民登録されていた市区町村の所得証明書  
平成24年度⇒平成24年1月1日に住民登録されていた市区町村の所得証明書  
平成25年度⇒平成25年1月1日に住民登録されていた市区町村の所得証明書  
平成26年度⇒平成26年1月1日に住民登録されていた市区町村の所得証明書（7月頃から発行予定）

○問い合わせ先：総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144